

No.	御意見の概要	市の考え方	取扱
第2章 本市の地域福祉の現状と課題			
1	<p>第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画と今回の第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画を比較してみると、意識調査による課題、活動状況、支援体制等変化はなく、目標達成のための新たな改善策は見当たらない。</p>	<p>本計画を策定するにあたっての基本的な考えとして、2頁に記載していますとおり、これまでの基本理念を継続することとしています。御指摘の意識調査、活動状況、支援体制を踏まえた課題については、概要を63頁から64頁に記載し、これを踏まえ、目標達成に向け、基本理念と3つの基本目標に基づき、取り組んでいくこととしています。</p> <p>なお、新たな改善策としては、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制（包括的支援体制）構築の準備を進めることとしています。</p>	補足説明
第4章 地域福祉計画（施策の展開） 78頁 「基本目標3 安心して暮らせるまちづくり」			
2	<p>福祉避難所の整備については、第3期計画では、「関係機関と連携し、福祉避難所の整備について検討します」となっていたが、第4期計画においても同じ「検討します」で、5年間検討しても避難所の整備体制の改善につながっていない。福祉避難所の整備については、市民の関心も高く喫緊の課題である。障害者、自宅での介護認定者、寝たきり状態等、避難したくても避難できない市民が見受けられる。第4期計画においては、検討するだけでなく、安心して誰もが避難できるよう、福祉避難所の整備と機能確保が見込める改善策につなげて欲しい。</p>	<p>本市では、高齢者や障がい者等の要配慮者については、指定避難所では生活に支障をきたすおそれがあることから、高齢者福祉施設や障害者支援施設（8施設）と「災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定書」を締結し、災害時における要配慮者の受け入れ等について連携及び対応を図ることとしています。また、「福祉避難所等設置運営マニュアル」を作成し、協定の運用にあたり必要となる事項等を定めているところです。</p> <p>マニュアルでは、福祉避難所は避難生活の長期化が予想される場合や災害救助法の適用を受けた場合において開設することと定めてあり、今般の災害の状況を踏まえ、要配慮者が迅速に避難できる整備が必要であることから、引き続き検討するとしていたところです。</p> <p>福祉避難所の整備と機能確保についての必要性については承知しているところで、協定を締結している高齢者福祉施設等と連携・協議を行い、協定書及びマニュアルの見直しを行うなど、要配慮者が安心して避難生活ができるよう取り組んでまいります。</p>	一部反映

第4章 地域福祉計画（施策の展開） 数値目標 82頁 「基本目標1 とともに助け合い、支え合うまちづくり」			
3	<p>第3期計画では、指標に対して基準値、数値目標が目標設定に対して達成率が低い。第4期計画においても5年前の基準値はそのままの状況です。目標達成に向けて改善策が必要です。計画の進行管理と評価が必要で、目標指標の進捗状況、達成度、課題等、取組みの成果がどこまで表れているかを中間年（令和7年）で示すことが必要です。</p>	<p>第3期計画における目標設定に対して達成率が低い項目もあり、これまでの取組みを踏まえ、第3期計画の指標に2つの項目を新たに加え、第4期計画の指標を設定しています。</p> <p>また、計画の進行管理と評価の必要性については承知しているところで、105頁に計画の進行管理として、本計画の進捗状況を毎年度、上天草市地域福祉計画策定委員会に報告し、市のホームページなどで公表することとしています。</p>	補足説明
4	<p>小地域ネットワークの設置率は90%を超えています。この効果を発揮するためには、小地域ネットワークの必要性と参加について、地域住民全員、若い世代の理解を深める必要があります。支える側、支えられる側という固定された関係ではなく、住民全員が何らかの形で役割を持ち、支え合いながらつながり合う必要があります。</p> <p>地域にある集会場、公民館を開放して、子どもから高齢者まで誰でもいつでも利用できる通いの場、交流の場に位置づけられる住民の集まる場があると世代間の交流が見込めます。</p>	<p>小地域ネットワークの取組みは、地域における住民同士の支え合いの重要な体制で、小地域ネットワークで活動していただいている方々をはじめ、支える側も支えられる側も、自助、互助・共助の視点で相互に支え合っていくことは、御提案のとおり必要な考え方です。本計画においても、自助、互助・共助として地域でできることを、第5章の各施策別に具体的に記載しています。</p> <p>また、誰でもいつでも利用できる通いの場、交流の場については、集会場、公民館を活用して実施している「通いの場」等の充実に向けて検討する際に参考とさせていただきます。</p>	補足説明
第4章 地域福祉計画（施策の展開） 69頁			
5	<p>第4期計画において、SDGSの持続可能な地域づくりとしてデジタル化による社会格差解消に向けて、新たな取り組みが必要です。市民誰でもデジタルの恩恵が受けられるように取り組む必要があります。（高齢者のデジタル活用講座、スマートフォン講座等）スマートフォンが高齢者の一部になるように、人と人が情報をつなげることができます。</p> <p>当市は少子高齢化と人口減少、高齢化率は加速しています。市周辺部これまでの地域コミュニティ機能は低下し続けています。5年後、10年後は、当たり前の暮らしができるか不安が高まっています。上天草市においても地域格差が進みつつあります。</p> <p>5カ年計画の本計画が、実りある効果が見られるよう期待しています。</p>	<p>SDGSの持続可能な地域づくりとしてデジタル化による社会格差解消に向けて、市民誰でもデジタルの恩恵が受けられるような取組みとしては、御提案の高齢者のデジタル活用講座、スマートフォン講座等について、既に本市及び老人会並びに地区社会福祉協議会等で実施しているところです。</p> <p>今後も、SDGSの持続可能な地域づくりとして、デジタル化による社会格差解消に向けて、庁内関係課及び関係機関と連携し、これまでの取組みを充実できるよう努めてまいります。</p> <p>本計画に対する多様な観点の貴重な御意見をいただき、心から感謝申し上げます。</p>	補足説明